

一般廃棄物収集運搬業許可書

平成26年 2月20日

株式会社 北斗興業
代表取締役 山田 敏文 様

斜里町長 馬場 隆



平成26年2月6日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、斜里町廃棄物処理及び清掃に関する条例第14条第1項及び同施行規則第5条の規定によりこれを許可する。

許可区分	一般廃棄物収集運搬業
許可の種類	①事業系一般廃棄物(生ごみ、一般ごみ、粗大ごみ、資源物(紙、空き缶、空瓶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装)) ②すき取り物(草・草根)及び樹木並びに抜根
許可の区域	斜里町全域
許可期間	自 平成26年2月22日 ～ 至 平成28年2月21日
備考	

遵守事項

- 1) 業務を行う場合は、一般廃棄物処理基準に基づき行うこと。
- 2) 帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令に基づき記載すること。
- 3) 業務を他に委託しないこと。
- 4) 本許可書は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 5) 許可期間中に事業の範囲に変更を生じたときは、事業変更許可申請を、その他の事項に変更が生じたときは事業変更届を提出すること。
- 6) 事業の廃止又は、許可を取り消されたときは、速やかに許可書を返還すること。
- 7) その他関係法令を遵守すること。